

朝日町空き家等バンク利用促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 町長は、朝日町空き家等対策計画に基づき、朝日町空き家等バンク制度要綱に定める空き家等バンク（以下「空き家等バンク」という。）の利用を促進するため、朝日町補助金等の適正化に関する規則（昭和58年規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で朝日町空き家等バンク利用促進補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 空き家等バンクに登録している空き家及び空き店舗をいう。
- (2) 利用者 居住、創業等を目的として、空き家等バンクを介し、空き家等を購入又は賃借する者をいう。
- (3) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売却、賃貸等を行うことができる個人又は法人をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、空き家等について、所有者等又は利用者が行う次の事業とする。

- (1) 家財道具の運搬及び処分
- (2) 清掃又は樹木の伐採

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費又は100,000円のいずれか低い額とする。

(条件)

第5条 補助金の交付を受けて補助対象事業が行われたことがある空き家等は、再び補助金の交付を受けることはできない。

(交付申請)

第6条 所有者等又は利用者は、補助金の交付を受けようとするときは、朝日町空き家等バンク利用促進補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の書類を添付して、あらかじめ町長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 補助対象事業に係る現況の写真
- (3) 補助対象事業の金額を確認できる書類

- (4) 利用者が申請を行う場合は、購入又は賃貸借に係る契約書の写し
- (5) 町税等の納税証明書
- (6) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の申請を利用者が行う場合には、あらかじめ所有者等に了承を得るものとする。

(軽微な変更)

第7条 規則第7条第1項第1号ロに定める軽微な変更は、規則第6条の規定により決定した補助金の額の増額以外の変更とする。

(申請の変更等)

第8条 規則第6条の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該決定を受けた後に申請の内容を変更し、又は申請を取り下げるときは、朝日町空き家等利用促進補助金事業変更(取下げ)承認申請書(別記様式第3号)により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請を承認したときは、その旨を交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに朝日町空き家等バンク利用促進補助金実績報告書(別記様式第4号)に次の書類を添付して、町長に提出するものとする。

- (1) 事業実績書(別記様式第2号)
- (2) 補助対象事業の実施状況が確認できる写真
- (3) 領収書の写し
- (4) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第10条 交付決定者は、規則第15条の規定により額の確定を受けたときは、速やかに朝日町空き家等バンク利用促進補助金請求書(別記様式第5号)を町長に報告するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の交付後、2年以内に解体等の理由により空き家等バンクへの登録がなされなくなったとき。ただし、やむを得ない事由により、町長が特に認めた場合は、こ

の限りでない。

(5) その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付決定者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。